

臨時又は季節的営業の取扱要領

1 目的

この要領は、食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例（平成12年京都府条例第5号）（以下「条例」という。）第4条第2項に基づく施設基準の一部を緩和するもののうち、仮設店舗（施設）を設け、同一の場所において短期の営業を行う臨時又は季節的営業について必要な事項を定めるものとする。

なお、臨時又は季節的営業であっても施設基準に適合する施設は一般施設として取り扱う。

2 許可業種

臨時又は季節的営業として認められるものは、食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業とする。

3 許可の有効期間等

営業許可期間は申請期間を原則とし、6か月以内とする。

ただし、許可期間満了に際して再申請は妨げない。

なお、営業許可期間中においては施設の設置場所や設備・取扱品目等営業の同一性を保てる場合に限り、施設の撤去と再設置を認めるものとする。

4 取扱い可能な食品

(1) 屋内で水道設備を有する施設

加熱調理する食品であって調理工程が簡易なもの
親店舗で製造・調理した食品の小分け及び最終加工
酒精飲料
清涼飲料水（全自動調理機を含む。）
かき氷、ディッシュアップアイスクリーム

(2) (1)以外の施設

予め下処理をした食材を提供直前に加熱調理する食品
酒精飲料
清涼飲料水（全自動調理機を含む。）
かき氷、ディッシュアップアイスクリーム

5 施設基準の運用

(1) 屋外施設の調理場は、屋根及び三方（両横及び後方）を幕等で囲い、前面は器具の配置等により内外を明確にする仕切りがなされ、調理に係る全ての設備を収容できる構造であること。

屋内施設の調理場は、壁や器具の配置等により内外を明確にする仕切りがなされ、調理に係る全ての設備を収容できる構造であること。

(2) 施設は、作業面において十分な明るさを有する構造であること。必要に応じ衛生上必要な照明設備を設けること。

(3) 給水は、できる限り水道設備によるものとするが、水道設備がない場合は、飲用に適した水を40リットル以上、有蓋、不浸透性でカランの付いた給水容器に備えること。必要に応じ、営業場所付近で使用水の供給を受ける場所を確保すること。水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であることが望ましいが、定期的に水栓を消毒することでこれに替えることも可とする。

(4) 給水容器により給水する場合は、使用した水を適切に廃棄するための廃水タンクを備えること。

- (5) 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を備えること。
- (6) 冷蔵等が必要な食品を取り扱う場合は、これに適した設備（氷又はドライアイスによるものを含む。）を設けること。
- (7) 廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に処理するための蓋の付いた容器を備えること。
- (8) 食品等を洗浄するための洗浄設備を有すること。衛生上支障がないと認められる場合は、(6)の手洗い設備と兼用で差し支えないこと。
- (9) 使い捨て容器を使用することが望ましい（水道設備がない場合）。

6 公衆衛生上必要な措置の基準

営業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17及び別表第18の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならないこと。

なお、臨時又は季節的な営業としての特殊性を踏まえ、営業者に対して以下の点に留意するよう指導すること。

- (1) 給水容器を使用する場合にあつては、常に飲用に適する水が供給されるよう、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (2) 給水容器を使用する場合にあつては、営業開始の都度、給水容器へ所定の量の給水を行い、営業終了後、給水容器及び廃水容器の水を公衆衛生上支障のない方法により廃棄すること。
- (3) 器具等は、それぞれの使用区分に従って適切に使用すること。
- (4) 取扱品目及び取扱量は、作業場の規模等に見合ったものとする。
- (5) 作業は、必ず施設内で清潔に行うこと。
- (6) 冷凍原材料の解凍は、専用の容器等で衛生的に行うこと。
- (7) 食品の保存は、法の基準に従い、常に適正に行うこと。

7 許可申請の方法

- (1) 営業許可申請書の備考欄には、営業の期間を記載すること。
- (2) 営業許可申請書の「施設の所在地」欄には、営業場所を具体的に（例：〇〇スーパー××店店頭、△△公園北側入口付近 等）記載する。
- (3) 営業許可申請書には、省令第67条に規定する事項の記載等固定施設に必要な書類に加え、必要に応じて取扱品目の調理工程を添付させるものとする。

8 許可の条件等

許可の有効期間は6か月以内であつて申請書記載のとおりとし、許可条件は必要最小限のものとする。

(1) 屋内で水道設備を有する施設

例) 許可なしに営業場所を移動させてはいけません。

取扱品目は●●●（提供直前に加熱調理しない食品）及び提供直前に加熱調理する食品に限ります。

(2) (1)以外の施設

例) 許可なしに営業場所を移動させてはいけません。

提供直前に加熱調理する食品に限ります。

附則

本要領は、平成13年10月1日から適用する。

本要領は、平成31年3月1日から適用する。

本要領は、令和3年6月1日から適用する。

本要領は、令和4年10月1日から適用する。